＜各事業所様用＞

令和６年度　中堅教諭等資質向上研修「社会体験研修（選択研修）」実施要項

１ 目　的　　教育活動全般にわたって、個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、実践的指導力を高め、教職員としての資質の向上を図ります。

　　　　　　　（社会体験研修では、福祉施設や企業等での体験研修を行い、民間企業等の経営努力や勤務状況を直接体験することにより視野を広げ、学校教育を客観的・多面的に見直すとともに、教職員としての資質の向上を図ることを目的とします。）

２ 主　催　　宮崎県教育委員会

３　共　催　　宮崎県市町村教育委員会連合会

４ 期　日　　７月から１２月までのうち連続した２日間

５ 対　象　　中堅教諭等資質向上研修対象の教諭及び、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、実習教師、寄宿舎指導員

６　日程・内容（例）※　内容等については学校側が研修先と相談の上、研修計画書を作成します。

　　　　　　　　　　　７時間４５分を超えないよう調整をお願いします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 8:00 8:15 　　 10:30 12:00 13:00 17:00 | | | | | | | | |
| 一 日 目 | 受　付 | 開講行事  講話  （研修先の責任者等）  オリエンテーション | 体　験　研　修 | 昼食・休憩 | 体　験　研　修 | | |  |
| 8:15 　　 12:00 13:00 　 16:00 　 16:50 17:00 | | | | | | | | |
| 二 日 目 | 体　験　研　修 | | | 昼食・休憩 | 体　験　研　修 | 研修のまとめ  研修先担当者  等との協議 | 閉講行事 |  |

７　受講者の研修中の服務等

(1) 研修期間中の服務については、地方公務員法等の法令の適用を受けるとともに、貴事業所の定める規定に従います。

(2) 貴事業所の研修担当者の指揮及び監督に従います。

(3) 研修中の災害（通勤による災害を含む）等については、地方公務員災害補償法に基づき措置するものとします。

(4) その他、研修の実施に関し必要な事項については、その都度、貴事業所及び学校長、県教育研修センターとで相談します。